

# 要配慮者二次避難所（福祉避難所）設置・運営ガイドラインの概要

## 第1章 要配慮者二次避難所（福祉避難所）とは

### 1 要配慮者二次避難所（福祉避難所<sup>※1</sup>）とは

- ・指定避難所である小中学校等に設置される福祉避難スペース<sup>※2</sup>での生活が困難な要配慮者のために、日常生活上の生活支援等の体制が整った避難所として、災害発生後に開設するもの
- ・開設にあたっては、災害発生後、札幌市が各社会福祉施設等（以下、「施設」という。）に連絡し、施設が被災しているか、スタッフの確保ができていないか等の状況を把握し、要配慮者の受入が可能かを確認したうえで、開設を依頼する
- ・災害発生後、概ね3日目を目途に開設する

※1 従来の「福祉避難場所」の名称を、「二次的な避難所」であり「要配慮者のための避難所」であることをわかりやすくするため、「要配慮者二次避難所（福祉避難所）」として名称を変更

※2 福祉避難スペースとは、体育館等で生活することが難しい要配慮者のために小中学校等の避難所の中に設置する、要配慮者専用スペース

### 2 要配慮者とは

- ・高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（災害対策基本法第8条第2項第15条）
- ・その他の特に配慮を要するものとして、妊産婦、傷病者、内部障がい者、難病患者等が想定される
- ・要配慮者二次避難所では、これらの人々のうち福祉避難スペースなどでの生活が困難な方で、より支援の必要性が高い方を受入

### 3 ガイドラインの目的

- ・要配慮者二次避難所を運営する施設と札幌市がそれぞれの役割を認識し、協働（連携）による円滑な運営を目指す

### 4 要配慮者二次避難所を開設する災害

- ・本市に災害救助法が適用される場合等の大規模な地震、風水害等の自然災害

### 5 事前の周知・広報

- ・災害時に要配慮者二次避難所がその機能を発揮できるよう要配慮者二次避難所の役割や避難の仕組みについて、パンフレットや市ホームページのほか、各種防災訓練などを通じて周知を図っていく
- ・また、要配慮者に、災害時にも一定の配慮を受けながら避難できる施設があることをあらかじめ周知することで、災害時における要配慮者やその家族の避難生活の不安を軽減するため、要配慮者二次避難所の「候補施設」を、市ホームページに掲載する

## 第2章 災害時における要配慮者二次避難所の開設

### 1 被災状況等の確認

### 2 要配慮者の把握

- ・区災害対策本部は、保健師等による巡回により「基準となる考え方」を参考に要配慮者を把握（スクリーニング）

### 3 要配慮者二次避難所指定

### 4 要配慮者二次避難所に収容する要配慮者の決定

#### （1）要配慮者の決定

- ・区災害対策本部は、収容先となる施設と協議のうえ受入要配慮者を決定

## 第2章 災害時における要配慮者二次避難所の開設

### 4 要配慮者二次避難所に収容する要配慮者の決定

#### （2）受入準備

### 5 要配慮者の移送

- ・施設の車両や、要配慮者の家族介助者等の車両を使用

### 6 開設期間

- ・原則災害発生後7日以内
- ・ただし、被害状況や受入要配慮者の状況によっては、延長する可能性がある

### 7 閉鎖

## 第3章 要配慮者二次避難所の運営

### 1 名簿の作成・管理

### 2 受入要配慮者への対応

- ・要配慮者に対する日常生活上の生活支援等（要配慮者に対しての生活支援、心のケア・相談等）

### 3 受入スペースの確保

- ・デイサービスなどのスペースを利用し1人当たり2～4㎡を目安にスペースを設け、パーティション等を利用し、プライバシーに配慮する
- ・要配慮者の身体状況によっては、個室等を利用し、受入スペースを確保する

### 4 食糧及び物資の受取・提供・管理

### 5 札幌市等による運営支援

- ・人的支援が必要な場合は、市保健福祉局へ依頼する（介護福祉士の派遣や、学生等ボランティアの派遣を検討する）

### 6 報告書（日報）の提出

### 7 緊急入所としての運営

### 8 退所支援

## 第4章 費用の精算及び請求

### 1 費用精算（要配慮者二次避難所）

### 2 請求手続

### 3 費用精算（緊急入所）と請求手続

## 第5章 関係課連絡先